

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項第一号の資源制約対応製品を指定する件（平成21年経済産業省告示第215号）

（平成二十三年七月一日 最終改正）

1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第2条第11項第1号に掲げる資源制約対応製品は、次の機器、装置又は設備とする。

一 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を、同告示1(2)、(3)及び(4)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる省エネルギー基準達成率以上となるもの（区分aについては超えるもの）に限る。）

区 分			省エネルギー基準達成率
用途	ユニットの形態	区分名	
家庭用のもの	直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	a	100パーセント
	直吹き形で壁掛け形以外のも（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	b	100パーセント
	マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	c	93パーセント
業務用のもの		d	93パーセント

二 蛍光灯のみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第21条第3号に掲げる照明器具のうち、蛍光灯のみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第47号）3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を、同告示1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が119パーセント以上となるものに限る。）

三 テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機（液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）のうち、液晶パネルを有するものについては、テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第48号）1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示2に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が165パーセント以上となるもの、プラズマディスプレイパネルを有するものについては、同告示1(3)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示2に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が154パーセント以上となるものに限る。）

四 複写機（省エネ法施行令第21条第5号に掲げる複写機のうち、複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第49号）1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が419パーセント以上となるものに限る。）

五 電子計算機（省エネ法施行令第21条第6号に掲げる電子計算機のうち、電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第50号）1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる省エネルギー基準達成率以上となるものに限る。）

区 分				省エネルギー基準達成率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	区分名	
サーバ型電子計算機	64本以上		a	1108パーセント
	8本以上64本未満		b	1848パーセント
	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	c	988パーセント
		16ギガバイト未満	d	1188パーセント

	4本未満	16ギガバイト以上	e	1961パーセント
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	f	1625パーセント
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	g	257パーセント
クライアント型電子計算機			h	579パーセント

六 磁気ディスク装置（省エネ法施行令第21条第7号に掲げる磁気ディスク装置のうち、磁気ディスク装置の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第51号）1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる省エネルギー基準達成率以上となるものに限る。）

区 分			区分名	省エネルギー基準達成率
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能			
単体ディスク	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が1枚のもの		a	321パーセント
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの		b	316パーセント
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が4枚以上のもの		c	409パーセント
	ディスクサイズが50ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が1枚のもの		d	619パーセント
	ディスクサイズが50ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの		e	556パーセント
	ディスクサイズが50ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が4枚以上のもの		f	717パーセント
	ディスクサイズが40ミリメートル超50ミリメートル以下であってディスク枚数が1枚のもの		g	1929パーセント
	ディスクサイズが40ミリメートル超50ミリメートル以下であってディスク枚数が2枚以上のもの		h	649パーセント
サブシステム			i	706パーセント

七 ビデオテープレコーダー（省エネ法施行令第21条第9号に掲げるビデオテープレコーダーのうち、ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第52号）1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が179パーセント以上となるものに限る。）

八 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち、電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第286号）1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示2(2)に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が122パーセント以上となるものに限る。）

九 電気冷凍庫（省エネ法施行令第21条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち、電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第287号）1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3(2)に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が142パーセント以上となるものに限る。）

十 ストープ（省エネ法施行令第21条第12号に掲げるストーブのうち、ガスストーブについては、ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第55号）3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を同告示1(1)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が100パーセントを超えるもの、石油ストーブについては、同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を同告示1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得

た割合が100パーセントを超えるものに限る。)

- 十一 ガス調理機器(省エネ法施行令第21条第13号に掲げるガス調理機器のうち、こんろ部を有するものについては、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第56号)3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を同告示1(1)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が100パーセントを超えるもの、グリル部を有するものについては、同告示1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が100パーセントを超えるもの、オープン部を有するものについては、同告示1(3)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が105パーセントを超えるものに限る。)
- 十二 ガス温水機器(省エネ法施行令第21条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第57号)3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を、同告示1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が112パーセント以上となるもの(ガス瞬間湯沸器及びガスふろがまについては102パーセントを超えるもの)に限る。)
- 十三 石油温水機器(省エネ法施行令第21条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第58号)3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率を、同告示1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率で除して得た割合が100パーセントを超えるものに限る。)
- 十四 電気便座(省エネ法施行令第21条第16号に掲げる電気便座のうち、電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省告示第288号)1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3(2)に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が104パーセント以上となるものに限る。)
- 十五 自動販売機(省エネ法施行令第21条第17号に掲げる自動販売機のうち、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省告示第289号)1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示3(2)に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が81パーセント以上となるものに限る。)
- 十六 変圧器(省エネ法施行令第21条第18号に掲げる変圧器のうち、油入変圧器については、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第61号)1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が144パーセント以上となるもの、モールド変圧器については、同告示1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が148パーセント以上となるものに限る。)
- 十七 ジャー炊飯器(省エネ法施行令第21条第19号に掲げるジャー炊飯器のうち、ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第62号)1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示2に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が100パーセント以上となるものに限る。)
- 十八 電子レンジ(省エネ法施行令第21条第20号に掲げる電子レンジのうち、電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成18年経済産業省告示第63号)1に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を、同告示2に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が102パーセント以上となるものに限る。)
- 十九 ディー・ブイ・ディー・レコーダー(省エネ法施行令第21条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダーのうち、デジタル放送受信機を内蔵していないものについては、ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省告示第290号)1(1)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が116パーセント以上となるもの、デジタル放送受信機を内蔵しているものについては、同告示1(2)に定める製品の属する区分の基準エネルギー消費効率を同告示3に定めるエネルギー消費効率の測定方法に基づき測定した当該製品のエネルギー消費効率で除して得た割合が126パーセント以上となるものに限る。)

- 二十 照明用白色発光ダイオード装置
- 二十一 一般照明用電球形蛍光ランプ
- 二十二 太陽熱利用集蓄熱装置（集熱面積が7.5平方メートル未満の太陽集熱器及び熱媒を循環させる機構を有するものに限る。）
- 二十三 蓄電装置（太陽光発電設備又は風力発電設備と同時に設置する専用の設備のうち、蓄電容量の合計が2.9キロワット時未満であるものに限る。）
- 二十四 燃料電池設備（発電出力の合計が1.5キロワット以下であるものに限る。）

2 我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成23年財務省・経済産業省告示第3号）ハイただし書に定める製品は、1二十三の蓄電装置及び1二十四の燃料電池設備とする。